

今後の難病対策の改革を 進める上での論点について (前回の難病対策委員会資料3(抜粋))

＜医療費助成に関する論点＞

1. 医療費助成の対象について

- 対象疾患の選定基準をどのように考えるか。
- 医療費助成の対象となる疾患の選定及び見直しを行う第三者的な委員会の在り方をどのように考えるか。
- 対象患者の認定基準となる「症状の程度が重症度分類等で一定以上等であり、日常生活又は社会生活に支障がある者」を具体的にどのように考えるか。

2. 医療費助成における患者負担について

- ① 患者負担の基本的な考え方や仕組みについて、どのように考えるか。
- ② その他の患者負担の仕組みについて、どのように考えるか。

①患者負担の基本的な考え方や仕組みについて

○ 患者負担の基本的な考え方や仕組みについて、どのように考えるか。

- 他制度（高齢者、障害者等）の給付との均衡をどのように図るか。
 - ① 一般に高齢者については、病気がちであり、慢性的な疾患を抱えることが多く、医療需要が高い。
 - ② 自立支援医療は、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図ることを目的とし、治療効果が期待される医療を給付対象としている。
- 患者負担について、低所得者への配慮をしつつ、所得等に応じてどのような月額限度額を設定するか。
- 提言には、以下の点が示されている。
 - ① 一部負担額が0円となる重症患者の特例を見直し、すべての者について、所得等に応じて一定の自己負担を求めること。
 - ② 入院時の標準的な食事療養及び生活療養に係る負担については、患者負担とするとともに、薬局での保険調剤に係る自己負担については、月額限度額に含めること。

②その他の患者負担の仕組みについて

○ その他の患者負担の仕組みについて、どのように考えるか。

- 対象患者本人が生計中心者である場合の取扱いについてどのように考えるか。

※ 現在、対象患者が生計中心者である場合は、自己負担限度額を通常の1/2に該当する額としている。

- 介護保険における医療系サービスを利用した場合の患者負担について、どのように考えるか。

※ 現在、介護保険の医療系サービス(訪問リハビリテーション等)の自己負担分も難病の医療費助成の対象となっている。

(介護保険の医療系サービスに係る自己負担分についても、難病の医療費助成の自己負担限度額が適用される。ただし、介護保険の医療系サービスのうち、訪問看護及び介護予防訪問看護は全額公費負担。)